

第27回 子ども・子育て会議 資料

令和7年 11月11日

agenda

01 協議事項

- 次期子ども子育て委員について
- （仮称）子ども教育環境条例の制定について

02 報告事項

- 教育計画「きょういく」について
第3期安平町子ども・子育て支援事業計画
- 子ども園を取り巻く状況について
- こども誰でも通園制度について

03 委員発議

- 福田委員、山城委員より

01 協議事項 次期安平町子ども・子育て会議委員について

■現在任期

令和 5 年11月 1 日 ～ 令和 7 年10月31日

■次期任期

令和 7 年11月 1 日 ～ 令和 9 年10月31日

委員の選出について

- 継続性の観点から、留任をお願いする場合がありますので、依頼があった際は可能な限りお引き受けいただきますようお願いします。

01 協議事項

(仮称) 子ども教育環境条例の制定について

教育まちづくり委員会において議論スタート

教育まちづくり委員会では、
条例の“**前文**”をどう作るかを議論するため
ワークショップを実施



前文とは、「条例がどんな思いでつくられたか」を表現する部分。
つまり理念を伝える重要な位置づけ。
なぜこの条例をつくったのか、どんな背景・課題があるのか、何を
大切にしたい、どんな未来を目指すのか。という条例全体の方向性や
価値観を明らかにするもの。

(参考) 安平町まちづくり基本条例の前文

私たちは、北から南へと清流あびら川に沿い、広大な自然と実り豊かな大地に抱かれ、農業・酪農・鉄道が融合したまちとして発展し、住み良い自然環境と交通の利便性を享受しながら、健康的で快適な暮らしを営んでいる安平町の町民です。

私たちは、先人の弛まぬ努力と英知によって開墾し興した生業の地に歴史を刻み、培われた風土と文化を受け継ぎ、新しい時代の進路を切り拓き、いつまでも住み続けられる自立した地域として、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのため、**私たちが自治の主役として、自らの責任において主体的に考え積極的に行政に参加するとともに、「町民一人ひとりが夢を育むまち」、「明るく笑顔が広がる安全安心なまち」、「すべての福祉のために支え合うまち」、「生涯学習を推進し人権を尊重するまち」、「文化を育み心豊かに暮らすまち」、「のどかな住環境を未来のこどもに引継ぐまち」を目指していきます。**

私たちは、こうしたまちづくりを実現するため、町民の権利と義務を明らかにし、**すべての町民が互いに力を合わせ自分の役割を果たすための最高規範として「安平町まちづくり基本条例」を制定します。**

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安平町におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町及び職員の責務並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、町民自ら考え行動する町民自治の実現を目的とします。

以下～略～

教育まちづくり委員会におけるワークショップテーマ

本日の意見交換（フリートーク）

前文をつくるためのアイデアや思うこと

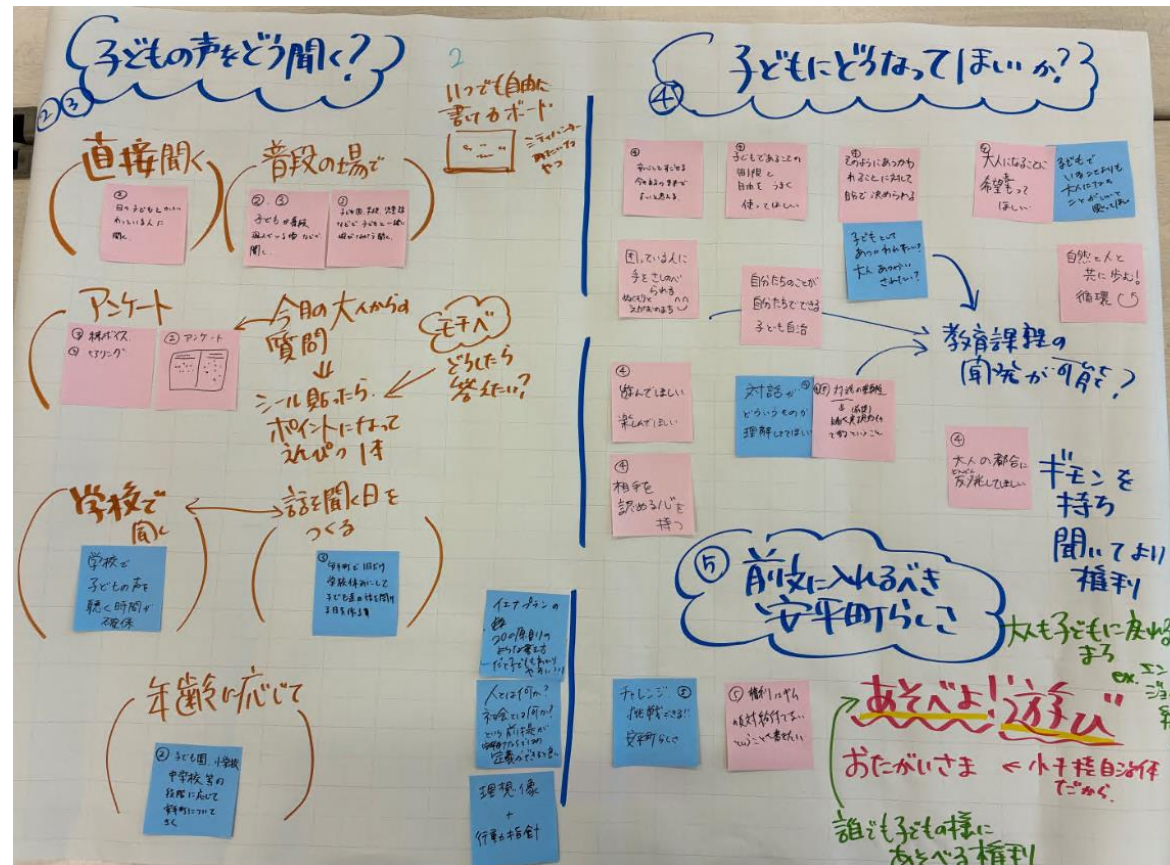
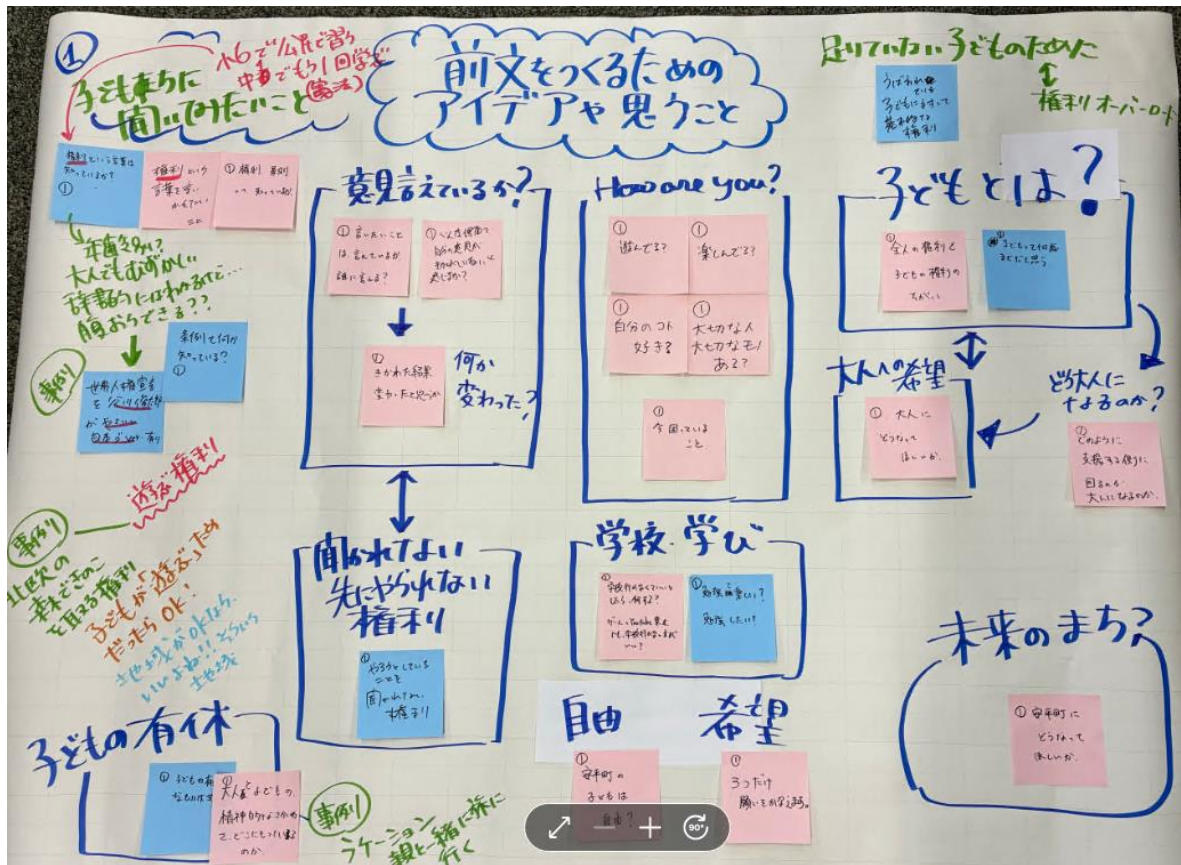
- ① 子どもたちに聞いてみたいこと
- ② どのように聞いていくか
- ③ どこでどうやって聞くか
- ④ 子どもにどうなってほしいか（理想状態）
- ⑤ 前文にいれるべき安平町らしさって？



付箋にたくさん書き出しましょう（数分）
最後に全員で共有しましょう

01 協議事項 (仮称) 子ども教育環境条例の制定について

当日ワークの模造紙



01 協議事項

(仮称) 子ども教育環境条例の制定について

意見内容 (抜粋)

子どもたちに聞いてみたいこと

- そもそも権利や条例という言葉を知っていますか？
- 権利という言葉を使い換えたい
- いろんな場面で意見がきかれているか？
- 聞かれた結果、何か変わったか？
- 遊んでいますか？楽しんでいますか？
- 今困っていることは何ですか？
- 大人にどうなってほしいか？
- 安平町にどうなってほしいか？
- 子どもにも有休は必要？

子どもの声をどう聞くか

- アンケート (あびらみらいボイス、ヒアリング)
- 子どもが普段遊んでいる場所で聞く
- 子ども園、学校、児童館などで子どもと一緒に遊びながら聞く
- 学校で子どもの声を聴く時間を確保
- 安平町で一日だけ学校休みにして子どもたちの話を聞ける日を作る

子どもにどうなってほしいか

- 安心して過ごせる。今の自分のままでよいと思える。
- 困っている人に手を差し伸べられる
- 大人になることに希望をもってほしい
- 自然と人とともに歩んでほしい
- 遊んでほしい、楽しんでほしい
- 相手を認める心を持ってほしい
- 対話がどういうものか理解してほしい
- 大人の都合にどんどん反発してほしい

前文にいれるべき安平町らしさ

- チャレンジ、挑戦できる
- 権利は義務の反対給付ではないということ
- 誰でも子どものように遊べる
- 大人も子どもに戻れる

02 報告事項

教育計画「きょういく」について

(第3期安平町子ども・子育て支援事業計画)

- ◆ 令和7年度～11年度の5か年計画として策定。
- ◆ 本委員会における意見等も踏まえ修正をさせていただき、ストーリーを交えながら、町民のみなさんが親しみやすい計画とした。
- ◆ 今後、どのように活用していくかは模索中だが、町民との学びと行動の指針となる計画としたい考え。



02 報告事項 子ども園を取り巻く状況について

令和7年11月1日時点で待機児童1名が発生している状況

要因

- 産休および年度途中退職による体制変化
 - 特別保育対象者の増加
 - 未満児の保育ニーズの増加
- 定員やスペースの問題ではない

対応

- 保育士確保に向けた年度途中採用募集（園対応）
- 潜在的保育士への声掛け（園対応）
- 【継続】保育士資格取得・補助金上乘せ（町）

解消時期

最長でR8.3末まで

※保育士採用や途中退園、近隣市町への入園などにより

02 報告事項 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

こども^{☆☆}誰^{☆☆}でも 通園制度



02 報告事項

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）



R8.4.1からの運用に向けて、両こども園と協議中

現在決まっていること

前提：実施内容については園や自治体によりかなり裁量があること。

項 目	はやきた子ども園	おいわけ子ども園	備 考
実施方法	余裕活用型		余裕活用型：保育所等の空き定員枠を活用 一般型：定員を別に設ける
対象年齢	0歳8か月～3歳未満	1歳～3歳未満	国制度は0歳6か月からとされているが、両園の実態に合わせて設定。まずは子育て支援センター利用を想定し、今後の利用状況などを踏まえ検討
開所日・曜日・時間帯	平日 7:00～18:00	火水木 8:30～12:30	早来：時間帯は利用者と要相談 追分：一時預かり制度と同等の時間帯で実施を検討
利用料金	1時間あたり300円		減免制度などは国に合わせて設定
キャンセル料	無断は利用料金と同額徴収		当日キャンセルでも対応可
利用可能時間	月10時間		
給食提供	あり		アレルギー対応などの細かな対応は不可→弁当対応
町外者の利用	受け入れ予定なし（一時預かりで対応）		条例で町内在住者限定とする予定

03 委員発議

別資料により説明